

第6回

信託内容の変更条項

一般社団法人家族信託普及協会 代表理事 司法書士 みやた ひろし 宮田 浩志

✍ 受益者と受託者の合意が一般的だが……

信託契約書において、信託内容の変更条項が盛り込まれているケースは多いです。この場合、「受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。」という条項が一般的です。信託法の条文においても、第149条で、「信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。」となっており、委託者と受託者の契約によりスタートした信託は、両者の合意がなければ変更できないという定めは合理的であると考えます。

ただし、このような定めを置いた場合、もし将来受益者において認知症や大病、事故等により判断能力の著しい低下・喪失が見られたときは、信託内容の変更はできなくなることに十分注意すべきです。

前述の信託法149条においても、実は、第2項や第3項において、信託の目的に反しないことが明らかである軽微な変更については、受託者や受益者の単独の意思表示でできることが規定されていま

す。つまり、信託契約書において、信託内容の変更条項をあえて置かなければ、信託法149条の規定に従い、重要な部分の内容変更は原則どおり受益者と受託者の合意を原則としながらも、軽微な変更は受託者や受益者が単独でできることとなります。

したがって、一般的に使用されている「受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。」という条項を盛り込むことにより、信託法149条4項の「別段の定め」を置いたという解釈になり、信託法上軽微な変更については受託者等が単独でできることが容認されているのにもかかわらず、あえて契約において変更要件を厳しくしてしまうという側面があります。

✍ 信託内容の変更ができなくなるリスクに備える

何十年と継続する設計もあり得る家族信託においては、現段階で想定もしなかった事態が起こり得ることを認識しなければなりません。そこで、受益者にとってメリットのある信託内容の変更をすべ

きときに、受益者の判断能力の問題で変更ができなくなるリスクをきちんと認識したうえで、どのような契約条項を置くべきかを検討すべきです。

信託内容の変更ができなくなるリスクと信託法 149 条 2 項 2 号の趣旨も踏まえ、例えば、受益者と受託者の合意による変更を原則としつつも、「受託者が本件信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであると判断したときは、受託者は単独で本件信託の内容を変更することができる。」という条項を置くことも良策となり得るでしょう。

／ 受託者単独で変更できる条項のニーズ

信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかである場合の典型的なケースとしては、信託内融資を受ける（受託者が信託財産の維持・形成のために、信託財産責任負担債務として金融機関等から借入れをする）場合が考えられます。信託内融資に対応できる金融機関はそれほど多くはありませんが、対応できる金融機関においては、それぞれの融資基準があり、信託契約書に当該金融機関が定める審査基準に則った条項が入っていることが求められることが多々あります。

この場合、信託契約公正証書作成前であれば、事前に融資予定の金融機関で信託契約書のリーガルチェックを受け、あらかじめ融資審査に通るような条項を盛り込むことができるので何ら支障は出ません。しかし、既に信託契約公正証書を

作成してしまった後に、当初想定していた金融機関と違うところから融資を受けることになった場合や、信託契約時には想定していなかった借入れを急遽すべきことになった場合には、融資金金融機関の要請に応じて契約書の条項を追加・削除・修正する必要が出てきます。

金融機関から融資を受ける場合には、信託契約書を公正証書で作成していることは当然に必須ですが、条項の追加・削除・修正等に伴う信託内容の変更契約も公正証書で作成することが求められるケースが多いです。この際に改めて高齢の受益者の協力を得て公正証書を作成することの手間と負担をかけないように、あるいは受益者の判断能力喪失後でも信託内融資が可能となるように、受託者単独での変更権限を付与しておくことは実務的には大きな意味を持ってきます。

／ 受託者単独で変更できる条項のリスク

不測の事態に臨機応変に対応すべく、受託者単独の意思表示で軽微な変更を認める場合でも、信託の目的（委託者の想い・希望）に本当に即しているのかどうか、受益者の利益に本当に適合しているのか、の判断が微妙なケースもあるかもしれません。したがって、受託者単独でなんでも変更できるような条項を置くことには、注意しなければなりません。

特に、受益者を定める条項（受益者連続型における後継受益者の定めを含む）や信託の終了事由、信託終了時の残余財産の帰属先指定を定めた条項などは、信託設計の根幹部分であり、また委託者（受

益者)が思い描く財産承継の道筋を示す部分(遺言代用機能の部分)でもありますので、これらの条項まで受託者単独による変更を認めることはすべきではないと考えます。

受託者単独で信託内容を変更できることに少なからず不安を覚える親世代や家族がいる場合、一定の抑止効果として、信託内容の変更に信託監督人の同意を要する旨を盛り込むこともあります。例えば、受益者の認知症リスクを踏まえ、あえて変更権者から受益者を外し、「受託者は、信託監督人との合意により、本件信託の内容を変更することができる。」という条項を置く選択肢もあるでしょう。

また、受託者と受益者の合意を原則とした場合でも、当該信託に「受益者代理人」を置く場合、受益者代理人が就任している間は、受益者本人に代わって受益者代理人が権利行使することが可能となります。つまり、「受託者と受益者の合意で変更できる」という条項は、「受託者と受益者代理人の合意で変更できる」と読み替えることができますので、実質的に受益者の判断能力の低下で信託内容が変更できないリスクを回避することができます。

以上をまとめると、受託者と受益者の合意がなければ信託内容の変更はできないということを大原則としながらも、長期にわたる財産管理の過程で、不測の事態にも耐え得るように、軽微な変更は受託者単独でできるような規定を置くこと、あるいは信託監督人を置くケースでは、受託者と信託監督人の合意で変更で

きるようにしておくことも検討すべきといえます。ただし、受益者代理人を置く場合は、受益者代理人は受益者本人と同等の権利行使が可能なので、大原則である受託者と受益者の合意で変更できる旨があれば、契約内容が変更できなくなるリスクは回避できる、という結論になります。

最後に補足ですが、信託法149条2項2号に基づけば、受託者が単独の意思表示で信託内容の変更をしたときは、原則として受益者(兼委託者)に対し、「遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない」とされています。したがって、受託者が単独で信託内容の変更をしたときは、受益者や受益者代理人、信託監督人等に対する通知や説明は当然すべきであると考えます。しかし、将来的に判断能力の低下した受益者に対し通知や説明を尽くすことの負担や意義の有無を考えると、同条4項に基づく別段の定めを置くことにより、受益者代理人や信託監督人を置く場合は、受託者による受益者への通知義務を免除することも良策となるかもしれません。

■ 信託法

(関係当事者の合意等)

第149条 信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。

この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第1号に掲げるときは委託者に対し、第2号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意

二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき
受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

3 前二項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者による受託者に対する意思表示によってすることができる。この場合において、第2号に掲げるときは、受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

一 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者

二 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき
受益者

4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 委託者が現に存しない場合においては、第1項及び第3項第1号の規定は適用せず、第2項中「第1号に掲げるときは委託者に対し、第2号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第2号に掲げるときは、受益者に対し」とする。



みやた ひろし
宮田 浩志

司法書士

宮田総合法務事務所代表。一般社団法人家族信託普及協会代表理事。

後見人等に多数就任中の経験を活かし、家族信託・遺言・後見等の仕組みを活用した「老後対策」「争族対策」「親なき後問題」について全国からの相談が絶たない。

特に家族信託のコンサルティングでは先駆的な存在で、日本屈指の相談・組成実績を持ち、全国でのセミナー講師も多数。著書に『相続・認知症で困らない家族信託まるわかり読本』（近代セールス社）、『図解2時間でわかる！はじめての家族信託』（クロスメディア・パブリッシング）がある。